

事 務 連 絡
令 和 8 年 6 月 8 日

法務局民事行政部戸籍課長 殿
地 方 法 務 局 戸 籍 課 長 殿

法務省民事局民事第一課 大河原補佐官

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係
法律の整備に関する法律の公布について

本月3日、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための
関係法律の整備に関する法律（令和8年法律第27号。以下「第16次地
方分権一括法」という。）が公布され、戸籍法の一部改正に係る規定につい
ては、第16次地方分権一括法附則第1条第5号に定める日から施行される
ことになりましたので、お知らせします。

つきましては、以上を了知の上、貴管下支局長及び管内市区町村長に周知
方お取り計らい願います。

官報

発行 内閣府
(原稿作成 国立印刷局)

目次

〔法律〕

○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(二七)

○国家情報会議設置法(二八)

〔政令〕

○令和八年四月二十二日に発生した大火による岩手県上閉伊郡大槌町の区域に係る災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令(一八九)

○円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手續等に関する法律の施行期日を定める政令(一九〇)

○円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手續等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(一九一)
○児童福祉法施行令等の一部を改正する政令(一九二)

〔その他告示〕

○適格消費者団体の認定の有効期間の更新を公示する件(消費者庁六)
○特定国外派遣組織を指定する件(総務二一四)

○逆磁場ピンチに関する研究開発計画のための実施協定からの日本国の脱退に関する件(外務一九四)

○保安林の指定施業要件を変更する件(農林水産七五)

○激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令(昭和三十七年政令第四百三号)第二十三条の二第二項の規定に基づき、令和八年四月二十二日に発生した大火による災害に係る同条第一項の区域を次のように告示する件(同七五二)

○河川法施行規則の規定に基づく登録試験実施機関の代表者の変更に關する件(国土交通六六八)

○船舶安全法の規定に基づき、型式変更の承認をした件(同六六九)
○道路に関する件(九州地方整備局七〇、七一)

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣 法務省

〔叙位・叙勲〕

〔皇室事項〕

〔公告〕

諸事項

官庁

特定保険募集人の所在の確知等関係

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係
会社その他

本号で公布された 法令のあらまし

◇地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(法律第二十七号)(内閣府本府)

第1 内閣府関係

1 児童福祉法の一部改正

(1) 都道府県は、都道府県障害児福祉計画に基づき障害児通所支援等の提供体制の確保その他障害児通所支援等の円滑な実施のため、障害児通所支援等の提供を行う者に対する補助金の交付を行う場合には、当該補助金の交付に関する事務(交付の決定を除く。(3)において同じ。)を国民健康保険団体連合会に委託することができるものとする。(第三十三条の二第二項の二関係)

(2) 国庫は、都道府県が(1)の補助金の交付を行う場合には、予算の範囲内で、当該都道府県が障害児通所支援等の提供を行う者に対して補助した金額の全部又は一部を補助することができるものとする。(第五十六条の三の二関係)

(3) 国民健康保険団体連合会は、都道府県から委託を受けて行う(1)の補助金の交付に関する事務を行うものとする。(第五十六条の五の二関係)

(4) その他所要の改正を行う。

第2 総務省関係

1 地方自治法の一部改正

(1) 財政状況の公表について、その回数を毎年二回以上から毎会計年度少なくとも一回以上とする。(第二百四十三条の三第一項関係)

(2) 外部監査人の監査の事務を補助する者等の住所の告示を廃止する。(第二百五十二条の三十二第二項、第九項関係)

(3) 市町村又は特別区は、財産区の財産又は公の施設に関し必要があると認めるときは、条例で、財産区の議会又は総会を設けることができるもの等とする。(第二百九十五条関係)

(4) その他所要の改正を行う。

2 地方財政法の一部改正
 (1) 地方公共団体は、地方債証券に表示されるべき権利であって、金融商品取引法第二条第二項の規定により地方債証券とみなされるものを発行する方法によって地方債を起すことができるものとする。(第五条の五第一項関係)
 (2) その他所要の改正を行う。
 3 電波法の一部改正
 総務大臣による関係地方公共団体等の事務所における伝搬障害防止区域を表示した図面の備付けを廃止するとともに、総務大臣が当該図面を一般の縦覧に供する場所についての定めを廃止する。(第百二条の二第三項関係)
 4 地方公営企業法の一部改正
 (1) 地方公営企業に係る業務の状況の公表について、その回数を毎事業年度少なくとも二回以上から一回以上とする。(第四十条の二第一項関係)
 (2) その他所要の改正を行う。
 5 公有地の拡大の推進に関する法律及び地方独立行政法人法の一部改正
 (1) 土地開発公社及び地方独立行政法人が解散したときの清算人による債権者に対する債権の申出の催告に関する公告について、その回数を三回以上から一回とする。(公有地の拡大の推進に関する法律第二十二条の八第一項、地方独立行政法人法第九十六条第一項関係)
 (2) その他所要の改正を行う。

第3 法務省関係
 1 戸籍法の一部改正
 (1) 戸籍又は除かれた戸籍が磁気ディスクをもって調製されている場合において、第十条の二第二項(第十二条の二において準用する場合を含む。)の請求(法務省令で定める事務を遂行するために必要がある場合における当該請求に限る。)を戸籍電子証明書又は除籍電子証明書について行うことができる機関の範囲を見直す。(第百二十条の三第一項関係)
 (2) (1)の請求に係る戸籍電子証明書提供用識別符号若しくは除籍電子証明書提供用識別符号の発行を受けた地方公共団体の機関

(議会を除く。)又は当該機関の属する地方公共団体が、戸籍電子証明書又は除籍電子証明書の提供を求めるときは、当該地方公共団体は、政令で定めるところにより、電子情報処理組織の使用料を負担しなければならないものとする。(第百二十一条の四関係)
 (3) その他所要の改正を行う。

第4 厚生労働省関係
 1 介護保険法の一部改正
 (1) 都道府県は、介護サービス事業者等に対し、介護サービス等の事業に従事する者の確保のための費用に対する補助金の交付その他の必要な援助を行うことができるものとする。(第百十五条の五十第一項関係)
 (2) 都道府県は、(1)の補助金の交付を行う場合には、当該補助金の交付に関する事務(交付の決定を除く。(4)において同じ。)を国民健康保険団体連合会に委託することができるものとする。(第百十五条の五十第二項関係)
 (3) 国は、都道府県が(1)の補助金の交付を行う場合には、予算の範囲内において、当該都道府県が介護サービス事業者等に対して補助した金額の全部又は一部を補助することができるものとする。(第百二十七条の二関係)
 (4) 国民健康保険団体連合会は、都道府県から委託を受けて行う(1)の補助金の交付に関する事務を行うものとする。(第百七十六条第一項第四号関係)
 (5) その他所要の改正を行う。
 2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正
 (1) 都道府県は、指定事業者等、指定相談支援事業者等に対し、障害福祉サービス又は相談支援に従事する者の確保のための費用に対する補助金の交付その他の必要な援助を行うことができるものとする。(第七十八条の二第一項関係)
 (2) 都道府県は、(1)の補助金の交付を行う場合には、当該補助金の交付に関する事務(交付の決定を除く。(4)において同じ。)を国民健康保険団体連合会に委託することができるものとする。(第七十八条の二第二項関係)

(3) 国は、都道府県が(1)の補助金の交付を行う場合には、予算の範囲内において、当該都道府県が指定事業者等、指定相談支援事業者等に対して補助した金額の全部又は一部を補助することができるものとする。(第九十五条第三項関係)
 (4) 国民健康保険団体連合会は、都道府県から委託を受けて行う(1)の補助金の交付に関する事務を行うものとする。(第九十六条の二関係)
 (5) その他所要の改正を行う。
 第5 国土交通省関係
 1 測量法の一部改正
 (1) 国土地理院の長及び測量計画機関が、それぞれ基本測量及び公共測量を実施しようとするとき並びにこれらの実施を終わったときに関係都道府県知事に対して行う通知を廃止するとともに、当該通知を受けたときに都道府県知事が行う公示を廃止する。(第十四条、第三十九条関係)
 (2) 基本測量及び公共測量の実施の公示等に関する規定を整備する。(第十四条、第三十六条第二項、第三十六条の二、第三十八条第二項関係)
 (3) その他所要の改正を行う。
 2 港湾法、地方住宅供給公社法、地方道路公社法及び広域臨海環境整備センター法の一部改正
 港務局、地方住宅供給公社、地方道路公社及び広域臨海環境整備センターが解散したときの清算人による債権者に対する債権の申出の催告に関する公告について、その回数を三回以上から一回とする。(港湾法第十条の八第一項、地方住宅供給公社法第三十七条の六第一項、地方道路公社法第三十五条の六第一項、広域臨海環境整備センター法第三十条の六第一項関係)
 3 土地区画整理法の一部改正
 土地区画整理組合による理事の氏名及び住所の届出があった場合において、土地区画整理組合が、当該届出に併せて、国土交通省令で定めるところにより、理事の住所についてその一部のみを公告することを求める旨を申し出たときは、都道府県知事は、当該住所の一部の公告をもって住所の全部の公告に代えることができるものとする。(第二十九条第二項関係)

(3) 国は、都道府県が(1)の補助金の交付を行う場合には、予算の範囲内において、当該都道府県が指定事業者等、指定相談支援事業者等に対して補助した金額の全部又は一部を補助することができるものとする。(第九十五条第三項関係)
 (4) 国民健康保険団体連合会は、都道府県から委託を受けて行う(1)の補助金の交付に関する事務を行うものとする。(第九十六条の二関係)
 (5) その他所要の改正を行う。
 第5 国土交通省関係
 1 測量法の一部改正
 (1) 国土地理院の長及び測量計画機関が、それぞれ基本測量及び公共測量を実施しようとするとき並びにこれらの実施を終わったときに関係都道府県知事に対して行う通知を廃止するとともに、当該通知を受けたときに都道府県知事が行う公示を廃止する。(第十四条、第三十九条関係)
 (2) 基本測量及び公共測量の実施の公示等に関する規定を整備する。(第十四条、第三十六条第二項、第三十六条の二、第三十八条第二項関係)
 (3) その他所要の改正を行う。
 2 港湾法、地方住宅供給公社法、地方道路公社法及び広域臨海環境整備センター法の一部改正
 港務局、地方住宅供給公社、地方道路公社及び広域臨海環境整備センターが解散したときの清算人による債権者に対する債権の申出の催告に関する公告について、その回数を三回以上から一回とする。(港湾法第十条の八第一項、地方住宅供給公社法第三十七条の六第一項、地方道路公社法第三十五条の六第一項、広域臨海環境整備センター法第三十条の六第一項関係)
 3 土地区画整理法の一部改正
 土地区画整理組合による理事の氏名及び住所の届出があった場合において、土地区画整理組合が、当該届出に併せて、国土交通省令で定めるところにより、理事の住所についてその一部のみを公告することを求める旨を申し出たときは、都道府県知事は、当該住所の一部の公告をもって住所の全部の公告に代えることができるものとする。(第二十九条第二項関係)

4 空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正
 空家等管理活用支援法人に指定することができる法人に、従来規定している特定非営利活動法人等以外の営利を目的としない法人を加える。(第二十三条第一項関係)
 第6 附則
 1 この法律は、一部を除き、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。(附則第一条関係)
 2 所要の経過措置等を定める。
 3 その他関係法律について所要の改正を行う。

4 空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正
 空家等管理活用支援法人に指定することができる法人に、従来規定している特定非営利活動法人等以外の営利を目的としない法人を加える。(第二十三条第一項関係)
 第6 附則
 1 この法律は、一部を除き、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。(附則第一条関係)
 2 所要の経過措置等を定める。
 3 その他関係法律について所要の改正を行う。

◇国家情報会議設置法(法律第二十八号)(内閣官房)
 1 設置
 重要情報活動(安全保障の確保、テロリズムの発生の防止、緊急の事態への対処その他の我が国の重要な国政の運営(以下「重要国政運営」という。)に資する情報の収集調査に係る活動をいう。以下同じ。)及び外国情報活動への対処(公になつていない情報のうちその漏えいが重要国政運営に支障を与えるおそれがあるものを取得するための活動(これと一体として行われる不正な活動を含む)であつて、外国の利益を図る目的で行われるものへの対処をいう。以下同じ。)に関する重要事項を調査審議する機関として、内閣に、国家情報会議(以下「会議」という。)を置く。(第二条関係)
 2 所掌事務
 会議は、次の事項について調査審議するものとする。
 (1) 次に掲げる事項その他の重要情報活動に関する基本的な方針
 イ 関係行政機関における重要情報活動の重点(第三条第一号イ関係)
 ロ 関係行政機関の連携及び協力に関する重要事項(第三条第一号ロ関係)
 ハ 情報収集衛星の開発及び運用に関する重要事項(第三条第一号ハ関係)

(2) 外国情報活動への対処に関する基本的な方針（第三条第二号関係）

(3) 重要情報活動の推進及び外国情報活動への対処に際し配慮すべき内外の情勢についての基本的な認識及び評価（第三条第三号関係）

(4) 重要情報活動の対象となる事案のうち特に重要なもの又は外国情報活動への対処に係る特に重要な事案の総合的な分析及び評価（第三条第四号関係）

(5) その他重要情報活動又は外国情報活動への対処に関する重要事項（第三条第五号関係）

3 組織
会議は、議長及び議員で組織するものとする。（第四条関係）

4 議長
(1) 議長は、内閣総理大臣をもって充て、会務を総理するものとする。（第五条第一項、第二項関係）

(2) 議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、内閣法第九条の規定によりあらかじめ指定された国務大臣（順位を定めて二以上の国務大臣が指定されているときは、最先順位の国務大臣）をもって充てられる議員がその職務を代理するものとする。（第五条第三項関係）

5 議員
(1) 議員は、4(2)の国務大臣、内閣官房長官、内閣府設置法第十一条の特命担当大臣、国家公安委員会委員長、法務大臣、外務大臣、財務大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び防衛大臣をもって充てるものとする。（第六条第一項関係）

(2) 議長は、(1)にかかわらず、2(4)の事項に係る特定の事案に関し、特に集中して調査審議する必要があると認める場合には、議長、内閣官房長官及びその他の(1)の国務大臣のうち当該事案に関係する者として議長が指定するものによって、当該事案についての調査審議を行うことができるものとする。（第六条第二項関係）

(3) 議長は、(1)及び(2)にかかわらず、必要があると認めるときは、(1)の国務大臣以外の国務大臣を、議案を取って、議員として、臨時に会議に参加させることができるものとする。（第六条第三項関係）

(4) その他議員に関する所要の規定を整備する。（第六条第四項関係）

6 資料提供等
内閣官房長官及び関係行政機関の長は、会議に対し、会議の調査審議に資する重要情報活動又は外国情報活動への対処に関する資料又は情報を適時に提供するとともに、議長の求めに応じて、必要な協力等を行わなければならないものとする。（第七条関係）

7 その他会議に関する規定の整備
(1) 会議に関する事務は、国家情報局において処理するものとする。（第十二条関係）

(2) その他会議に関する所要の規定を整備する。（第八条～第十一条、第十三条、第十四条関係）

8 附則
(1) この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（附則第一条関係）

(2) 国家情報局長を特別職の国家公務員とすることその他所要の規定を整備する。（附則第二条～第四条関係）

(3) 内閣法を改正し、次の事項等を定める。（附則第五条関係）

イ 内閣官房に、国家情報局を置くこと。（改正後の内閣法第十六条の二第二項関係）

ロ 国家情報局は、次の事務をつかさどること。

(イ) 内閣法第十二条第二項第二号から第五号までの事務のうち、重要情報活動及び外国情報活動への対処並びに特定秘密の保護に関するもの（内閣広報官の所掌に属するものを除く。）（改正後の内閣法第十六条の二第二項第一号関係）

(ロ) 内閣法第十二条第二項第六号の事務（改正後の内閣法第十六条の二第二項第二号関係）

(イ) 7(1)により国家情報局が処理することとされた会議の事務（改正後の内閣法第十六条の二第二項第三号関係）

(ニ) 6により会議に提供された資料又は情報その他の(イ)から(イ)までの事務に係る資料又は情報を総合して整理する事務（改正後の内閣法第十六条の二第二項第四号関係）

ハ 国家情報局に、国家情報局長を置くこと。（改正後の内閣法第十六条の二第三項関係）

二 国家情報局長は、内閣官房長官及び内閣官房副長官を助け、命を受けて局務を掌理すること。（改正後の内閣法第十六条の二第四項関係）

◇令和八年四月二十二日に発生した大火による若手県上閉伊郡大槌町の区域に係る災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（政令第百八十九号）（内閣府本府）

1 令和八年四月二十二日に発生した大火による若手県上閉伊郡大槌町の区域に係る災害を激甚災害として指定する。（本則関係）

2 当該激甚災害に対し、森林災害復旧事業に対する補助を適用する。（本則関係）

3 この政令は、公布の日から施行する。（附則関係）

◇円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律の施行期日等を定める政令（政令第百九十号）（経済産業省）

円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律（令和七年法律第六十七号）の施行期日は、令和八年十二月十一日とすること。

◇円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第百九十一号）（経済産業省）

1 関係政令の整備
円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律（令和七年法律第六十七号）の施行に伴い、関係政令について所要の整備を行うこと。（第一条～第三条関係）

2 附則
この政令は、令和八年十二月十一日から施行すること。（附則関係）

◇児童福祉法施行令の一部を改正する政令（政令第百九十二号）（厚生労働省）

第1 児童福祉法施行令の一部改正
小児慢性特定疾病医療費、肢体不自由児通所医療費及び障害児入所医療費に係る負担上限月額の算定方法における所得区分の一部を八十九千円から八十二万六千五百円とする。（第二十二号第一項第五号、第二十五条の十三第一項第三号、第二十七条の十三第一項第三号関係）

第2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部改正
自立支援医療費、療養介護医療費及び基準該当療養介護医療費に係る負担上限月額の算定方法における所得区分の一部を八十九千円から八十二万六千五百円とする。（第三十五号第四号、第四十二条の四第一項第三号関係）

第3 難病の患者に対する医療等に関する法律施行令の一部改正
特定医療費の支給に係る負担上限月額の算定方法における所得区分の一部を八十九千円から八十二万六千五百円とする。（第一条第一項第五号関係）

第4 施行期日等
1 この政令は、令和八年七月一日から施行する。（附則第一条関係）

2 この政令の施行に関し必要な経過措置を定める。（附則第二条～第四条関係）

法 律

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

令和八年六月三日

内閣総理大臣 高市 早苗

法律第二十七号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律

目次

- 第一章 内閣府関係 (第一条)
- 第二章 総務省関係 (第二条―第七条)
- 第三章 法務省関係 (第八条)
- 第四章 厚生労働省関係 (第九条・第十条)
- 第五章 国土交通省関係 (第十一条―第十四条)

附則

第一章 内閣府関係

(児童福祉法の一部改正)

第一条 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)の一部を次のように改正する。

第三十三条の十八第一項中「設置者(以下この条)の下に」第三十三条の二十二の二を加える。

第三十三条の十九第一項中「この項、次項並びに第三十三条の二十二第一項及び第二項」を「この節」に改める。

第三十三条の二十二の次に次の一条を加える。

第三十三条の二十二の二 都道府県は、都道府県障害児福祉計画に基づく障害児通所支援等の提供体制の確保その他障害児通所支援等の円滑な実施のため、対象事業者その他障害児通所支援等の提供を行う者に対する補助金の交付を行う場合には、当該補助金の交付に関する事務(交付の決定を除く。第五十六条の五の二において同じ。)を連合会に委託することができる。

第三十三条の二十三中「前条第二項各号」を「第三十三条の二十二第二項各号」に改める。

第五十六条の三の次に次の一条を加える。

第五十六条の三の二 国庫は、都道府県が第三十三条の二十二の二に規定する補助金の交付を行う場合には、予算の範囲内で、当該都道府県が同条に規定する者に対して補助した金額の全部又は一部を補助することができる。

第五十六条の五の二中「関する業務」の下に「並びに第三十三条の二十二の二の規定により都道府県から委託を受けて行う補助金の交付に関する事務」を加える。

第二章 総務省関係

(地方自治法の一部改正)

第二条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第二百四十三条(第三項中「条例の」を「第二百十九条第二項の規定による予算の要領の公表及び第二百三十三条第六項の規定による決算の要領の公表のほか、条例で」に「毎年二回以上」を「毎会計年度少なくとも一回以上」に改める。

第二百五十二条の三十二第二項中「住所並びに」を削り、同条第四項中「本条」を「この条」に改め、同条第九項中「住所並びに」を削る。

第二百九十五条を次のように改める。

第二百九十五条 市町村又は特別区は、財産区の財産又は公の施設に関し必要があると認めるときは、条例で、財産区の議会又は総会を設けることができる。

前項の条項の制定又は改廃については、都道府県知事も、市町村又は特別区の議会に議案を提出することができる。

第一項の規定により財産区の議会又は総会が設けられた場合には、当該財産区に関し市町村又は特別区の議会の議決すべき事件(同項の条例の改廃を含む。)については、当該財産区の議会又は総会が議決するものとする。

前項の場合における第二項の規定の適用については、同項中「制定又は改廃」とあるのは「改廃」と、市町村又は特別区の議会」とあるのは「財産区の議会又は総会」とする。

第二百九十六条第一項中「前条の条例中これを規定しなければ」を「前条第一項の条例で定めなければ」に改め、「また」を削り、同条第二項中「外」を「ほか」に改め、同条第三項中「第二編」を「前編」に改める。

第二百九十六条の二第一項ただし書中「但し」を「ただし」に、「基づく」を「基づく」に改め、同条第二項中「以てこれを」を「もつて」に改め、同条第四項中「第二百九十五条」を「第二百九十五条第一項」に、「においては」を「には」に改める。

別表第一測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)の項中「第十四条第三項(第三十九条において準用する場合を含む。)」を削る。

(地方財政法の一部改正)

第三条 地方財政法(昭和二十三年法律第百九号)の一部を次のように改正する。

第五条の五の見出し中「証券発行」を「地方債証券等の発行」に改め、同条第一項中「証券」を「次に掲げるもの」に、「においては、政令の定めるところにより」を「には」に改め、「売出し」を削り、同項に次の各号を加える。

一 地方債証券

二 地方債証券に表示されるべき権利であつて、金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第二項の規定により地方債証券とみなされるもの

第五条の五第二項中「前項の証券」を「前項各号に掲げるもの(次条から第五条の十までにおいて「地方債証券等」という。)」に改める。

第五条の六を次のように改める。

(募集地方債証券等に関する事項の決定)

第五条の六 地方公共団体は、その発行する地方債証券等を引き受ける者の募集をしようとするときは、その都度、募集地方債証券等(当該募集に応じて当該地方債証券等の引受けの申込みをした者に対して割り当てる地方債証券等をいう。)についてその総額、利率その他の政令で定める事項を定めなければならない。

第五条の八を第五条の十一とする。

第五条の七の見出し中「地方債証券」を「地方債証券等」に改め、同条中「証券を発行する方法によつて地方債を起す場合においては」を削り、「共同して証券」を「共同して地方債証券等」に、「当該地方債」を「当該地方債証券等」に改め、同条を第五条の十とし、第五条の六の次に次の三条を加える。

(地方債原簿)

第五条の七 地方公共団体は、地方債証券等を発行した日以後遅滞なく、地方債原簿を作成し、これに政令で定める事項を記載し、又は記録しなければならない。

(会社法の準用)

第五條の八 会社法(平成十七年法律第八十六号)第六百七十七條から第六百八十条まで、第六百八十二條、第六百八十三條、第六百八十四條第一項、第六百八十五條(第五項を除く)、第六百八十六條から第七百一條まで、第七百三條、第七百五條(第四項を除く)、第七百八條及び第七百九條の規定は、地方公共団体が地方債証券等を発行する場合について準用する。この場合において、同法第六百七十八條第二項中「第六百七十六條第十号の期日」とあるのは「政令で定める期日」と、同法第六百九十七條第一項第三号中「種類」とあるのは「内容を特定するもの」として政令で定める事項」と、同法第七百五條第一項及び第二項中「社債管理者」とあるのは「地方債証券等の管理の委託を受けた者」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

(国外地方債証券等の特例)

第五條の九 地方公共団体は、国外地方債証券等(本邦以外の地域において発行する地方債証券等をいう)を発行する場合には、前三條の規定にかかわらず、当該国外地方債証券等の準拠法又は発行市場の慣習によることができる。

(電波法の一部改正)

第四條 電波法(昭和二十五年法律第三百一十一号)の一部を次のように改正する。

第二百二條の二第三項中「総務省及び関係地方公共団体の事務所に備え付け」を削る。

(地方公営企業法の一部改正)

第五條 地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)の一部を次のように改正する。

第四十條の二第一項中「管理者は」の下に、「第二十四條第二項の規定による予算の原案の作成及び第三十條第一項の規定による決算の調製のほか」を加え、「少くとも二回」を「少くとも一回」に改め、「書類を」の下に「作成し、」を加える。

(公有地の拡大の推進に関する法律の一部改正)

第六條 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第二十二條の八第一項中「の日から二箇月以内に、少なくとも三回の」を「後遅滞なく、」に、「二箇月を」を「二月を」に改める。

(地方独立行政法人法の一部改正)

第七條 地方独立行政法人法(平成十五年法律第一百八十八号)の一部を次のように改正する。

第九十六條第一項中「の日から二月以内に、少なくとも三回の」を「後遅滞なく、」に改める。

第三章 法務省関係

(戸籍法の一部改正)

第八條 戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二百二條の三」を「第二百二條の四」に改める。
第二百二條の三第一項中「前條第一項の規定によりする第十條第一項の請求又は前條第一項の規定によりする」を「第二百十九條の規定により戸籍又は除かれた戸籍が磁気ディスクをもつて調製されているときは、第十條第一項の請求又は」に改め、「は」の下に、「戸籍謄本等又は除籍謄本等に代えて」を加え、「ついても」を「ついで」に改め、同項に後段として次のように加える。

前條第一項各号に掲げる請求を、当該各号に定める者に対してするとき(本籍地の市町村長以外の指定市町村長に対してするときに限る)も、同様とする。

第二百二條の三第四項中「第一項」を、「第一項後段」に改め、「(本籍地の市町村長以外の指定市町村長に対してするときに限る)」を削る。

第六章に次の一条を加える。

第六十一條の四 戸籍電子証明書提供用識別符号若しくは除籍電子証明書提供用識別符号の発行を受けた地方公共団体の機関(議會を除く)又は当該機関の属する地方公共団体が、第二百二十條の三第三項に規定する戸籍電子証明書又は除籍電子証明書の提供を求めるときは、当該地方公共団体が、政令で定めるところにより、電子情報処理組織の使用料を負担しなければならない。

第四章 厚生労働省関係

(介護保険法の一部改正)

第九條 介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第一百五條の四十九」を「第一百五條の五十」に改める。
第六章に次の一条を加える。

第一百五條の五十 都道府県は、介護サービス事業者、指定事業者その他これらに類する者として厚生労働省令で定めるものに対し、介護サービス、第一号事業その他これらに類する事業として厚生労働省令で定めるものに従事する者の確保のための費用に対する補助金の交付その他の必要な援助を行うことができる。

2 都道府県は、前項の規定により補助金の交付を行う場合には、当該補助金の交付に関する事務(交付の決定を除く。第七十六條第一項第四号において同じ)を連合会に委託することができる。

第二百二十七條の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(国の補助)」を付し、同条の次に次の一条を加える。

第二百二十七條の二 国は、都道府県が第一百五條の五十第一項の規定により補助金の交付を行う場合には、予算の範囲内において、当該都道府県が同項に規定する者に対して補助した金額の全部又は一部を補助することができる。

第七十六條第一項に次の一号を加える。
四 第一百五條の五十第二項の規定により都道府県から委託を受けて行う補助金の交付に関する事務

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正)

第十條 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「地域生活支援事業」を「地域生活支援事業等」に、「第七十八條」を「第七十八條の二」に改める。

第三章の章名を次のように改める。
第三章 地域生活支援事業等

第三章に次の一条を加える。
第三章 都道府県の人材確保支援事業

第七十八條の二 都道府県は、指定事業者等、指定相談支援事業者その他これらに類する者として主務省令で定めるものに対し、障害福祉サービス又は相談支援に従事する者の確保のための費用に対する補助金の交付その他の必要な援助を行うことができる。

2 都道府県は、前項の規定により補助金の交付を行う場合には、当該補助金の交付に関する事務(交付の決定を除く。第九十六條の二において同じ)を連合会に委託することができる。

第九十五條に次の一項を加える。

3 国は、都道府県が第七十八條の二第一項の規定により補助金の交付を行う場合には、予算の範囲内において、当該都道府県が同項に規定する者に対して補助した金額の全部又は一部を補助することができる。

第九十六條の二中「関する業務」の下に「並びに第七十八條の二第二項の規定により都道府県から委託を受けて行う補助金の交付に関する事務」を加える。

第五章 国土交通省関係

(測量法の一部改正)

第十四条 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「あらかじめ」を削り、「関係都道府県知事に通知しなければ」を「公示しなければ」に改め、同条第二項中「終つたときは」を「終つたときは、遅滞なく」に、「関係都道府県知事に通知しなければ」を「公示しなければ」に改め、同条第三項を削る。

第三十六条に次の一項を加える。

2 国土地理院の長は、前項の規定による求めがあつたときは、技術的助言を行うものとし、測量計画機関は、当該技術的助言を受けた後でなければ、公共測量を実施してはならない。

第三十六条の次に次の一条を加える。

(実施の公示)

第三十六条の二 前条第二項の規定による技術的助言を受けた測量計画機関は、その実施しようとする公共測量の地域、期間その他必要な事項を国土地理院の長に通知しなければならない。

2 測量計画機関は、公共測量の実施を終わつたときは、その旨を国土地理院の長に通知しなければならない。

3 国土地理院の長は、前二項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、これを公示しなければならない。

第三十八条中、「第三十六条」を「から第三十六条の二まで」に改め、同条に次の一項を加える。

2 第十四条の規定は、国土地理院が実施する公共測量について準用する。

第六十条第一項中「第十四条第三項(第三十九条において準用する場合を含む。)」を削る。(港灣法等の一部改正)

第十二条 次に掲げる法律の規定中「の日から二月以内に、少なくとも三回の」を「後遅滞なく、」に改める。

一 港灣法(昭和二十五年法律第二百八十八号)第十条の八第一項

二 地方住宅供給公社法(昭和四十年法律第二百二十四号)第三十七条の六第一項

三 地方道路公社法(昭和四十五年法律第八十二号)第三十五条の六第一項

四 広域臨海環境整備センター法(昭和五十六年法律第七十六号)第三十条の六第一項(土地区画整理法の一部改正)

第十三条 土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)の一部を次のように改正する。

第二十九条第二項に次のただし書を加える。

ただし、組合が、当該届出に併せて、国土交通省令で定めるところにより、理事の住所についてその一部のみを公告することを求める旨を申し出たときは、当該住所の一部の公告をもつて住所の全部の公告に代えることができる。

(空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正)

第十四条 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成二十六年法律第百二十七号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項中「一般財団法人」の下に「その他の営利を目的としない法人」を加える。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条、第九条及び第十条の規定並びに次条第二項並びに附則第六条、第九条及び第十条の規定 公布の日

二 第十三条の規定 令和八年十月一日

三 第二条(地方自治法別表第一測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)の項の改正規定に限る。)及び第十一条の規定 公布の日から起算して六月を経過した日

四 第二条(地方自治法第百四十三条の三第一項の改正規定に限る。)、第三条及び第五条の規定並びに次条第一項並びに附則第七条及び第八条の規定 令和九年四月一日

五 第八十条の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

(地方財政法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第三条の規定による改正後の地方財政法の規定は、前条第四号に掲げる規定の施行の日以後に募集又は交付をする地方債について適用し、同日前に募集又は交付をした地方債については、なお従前の例による。

2 前項に規定するもののほか、第三条の規定の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(公職選挙法の一部改正)

第四条 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第二百六十八条中「但し」を「ただし」に改める。

同条ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

(入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律の一部改正)

第五条 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律(昭和四十一年法律第百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「第二百九十五条」を「第二百九十五条第三項」に改める。

(印紙税法の一部改正)

第六条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第三の文書名の欄中「及び第二号並びに」を「第二号及び第四号並びに」に改める。

(社債、株式等の振替に関する法律の一部改正)

第七条 社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第百十四條」を「第百十四條の二」に改める。

第百十三條の表第六十七條第一項の項中「第五條の六」において読み替えて準用する会社法第七百

五條第二項に規定する」を「第五條の五第一項第一号に掲げる」に改め、同表第七十一條第七項の

項中「第五條の六」を「第五條の八」に、「地方債の募集又は」を「地方債証券等の」に、「募集等受

託者」を「管理受託者」に改め、同表第七十一條第八項の項中「募集等受託者」を「管理受託者」

に改める。

第百十四條第一項中「もの」の下に「(以下「振替地方債」という。)」を加え、「当該地方債」を「当

該振替地方債」に改め、同条第二項中「地方債で振替機関が取り扱うもの」を「振替地方債」に、「当

該地方債」を「当該振替地方債」に改め、第六章第一節に次の一条を加える。

(振替地方債についての地方財政法の適用除外)

第百十四條の二 振替地方債については、地方財政法(昭和二十三年法律第百九号)第五条の八に

おいて準用する会社法第六百八十二条第一項から第三項まで、第六百八十八條第一項、第六百九

十條第一項、第六百九十一條第一項及び第二項、第六百九十三條第一項、第六百九十四條第一項

並びに第六百九十五條の二第二項から第三項までの規定は、適用しない。

附則第二十七條第一項中「第百十三條において準用する第六十六條(第一号を除く。)」に規定する

振替地方債をいう。」を削り、「第百十四條」の下に、「第百十五條」を加え、同条第二項中「(昭和

二十三年法律第百九号)第五条の六において読み替えて準用する会社法第七百五條第二項に規定す

る」を「第五条の五第一項第一号に掲げる」に改める。

附則第二十八條第一項中「第百十四條」を「から第百十四條の二まで」に改める。

第八條 地方公共団体金融機構法の一部改正
第二十八條 地方公共団体金融機構法(平成十九年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第二十八條第一項第一号中「証券発行の」を「地方財政法第五條の五第二項に規定する地方債証券等(次号及び第三十二條第五項第四号において「地方債証券等」という。)を発行する」に改め、同項第二号中「証券発行の」を「地方債証券等を発行する」に改める。

第三十二條第五項第四号中「証券発行の」を「地方債証券等を発行する」に改める。
(所得税法等の一部を改正する法律の一部改正)

第九條 所得税法等の一部を改正する法律(令和七年法律第十三号)の一部を次のように改正する。
第六條のうち印紙税法別表第三の改正規定及び附則第一條第十号から第十二号までの規定中「及び第二号」を「第二号及び第四号」に改める。
(調整規定)

第十條 附則第一條第一号に掲げる規定の施行の日が所得税法等の一部を改正する法律(令和七年法律第十三号)附則第一條第十号に掲げる規定の施行の日以後である場合には、前条中次の表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第六條のうち印紙税法別表第三の改正規定及び附則第一條第十号から第十二号までの規定中「及び第二号」を「第二号及び第四号」に改める。	第六條のうち印紙税法別表第三の改正規定中「第五十六條の五の二(連合会の業務)の規定による業務」の下に、「予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)第四十三條第二号及び第三号(同条第六十八号)第四十三條第二号及び第三号(連合会の業務)に掲げる業務を加え、及び第二号を「第二号及び第四号」に改め、「第五十六條の五の二(連合会の業務)の規定による業務」の下に、「予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)第四十三條第二号及び第三号(同条第六十八号)第四十三條第二号及び第三号(連合会の業務)に掲げる業務」を加え、「第二号」を「第二号及び第四号」に改める。
附則第一條第十一号及び第十二号中「第五十六條の五の二(連合会の業務)の規定による業務」の下に、「予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)第四十三條第二号及び第三号(同条第六十八号)第四十三條第二号及び第三号(連合会の業務)に係る業務に限る。」(連合会の業務)を加え、「及び第二号」を「第二号及び第四号」に改める。	附則第一條第十号を次のように改める。 十 削除

国家情報会議設置法をここに公布する。

御名 御璽

令和八年六月三日

内閣総理大臣 高市 早苗

- 内閣総理大臣 高市 早苗
- 総務大臣 林 芳正
- 財務大臣 平口 洋
- 厚生労働大臣 片山さつき
- 農林水産大臣 上野賢一郎
- 国土交通大臣 鈴木 憲和
- 環境大臣 金子 恭之
- 石原 宏高

法律第二十八号

国家情報会議設置法

(趣旨)

第一條 この法律は、国家情報会議の設置及び所掌事務等について定めるものとする。

(設置)

第二條 重要情報活動(安全保障の確保、テロリズムの発生の防止、緊急の事態への対処その他の我が国の重要な国政の運営(以下この条において「重要国政運営」という。)に資する情報の収集調査に係る活動をいう。次条及び第七條において同じ。)及び外国情報活動への対処(公になつていない情報のうちその漏えいが重要国政運営に支障を与えるおそれがあるものを取得するための活動(これと一体として行われる不正な活動を含む。)であつて、外国(本邦の域外にある国又は地域をいう。)の利益を図る目的で行われるものへの対処をいう。次条及び第七條において同じ。)に関する重要事項を調査審議する機関として、内閣に、国家情報会議(以下「会議」という。)を置く。
(所掌事務)

第三條 会議は、次の事項について、調査審議する。

- 一 次に掲げる事項その他の重要情報活動に関する基本的な方針
- イ 関係行政機関における重要情報活動の重点
- ロ 関係行政機関の連携及び協力に関する重要事項
- ハ 情報収集衛星(我が国の安全の確保、大規模災害への対応その他の内閣の重要政策に関する画像情報の収集を目的とする人工衛星をいう。)の開発及び運用に関する重要事項
- ニ 外国情報活動への対処に関する基本的な方針
- 三 重要情報活動の推進及び外国情報活動への対処に際し配慮すべき内外の情勢についての基本的な認識及び評価
- 四 重要情報活動の対象となる事案のうち特に重要なもの又は外国情報活動への対処に係る特に重要な事案の総合的な分析及び評価
- 五 その他重要情報活動又は外国情報活動への対処に関する重要事項

(組織)

第四條 会議は、議長及び議員で組織する。

(議長)

第五條 議長は、内閣総理大臣をもって充てる。

(議員)

第六條 議長は、前条第三項に規定する国務大臣、内閣官房長官、内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第十一條の特命担当大臣、国家公安委員会委員長、法務大臣、外務大臣、財務大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び防衛大臣をもって充てる。

第七條 議長は、前項の規定にかかわらず、第三條第四号に掲げる事項に係る特定の事案に関し、特に集中して調査審議する必要があると認める場合には、議長、内閣官房長官及びその他の同項に規定する国務大臣のうち当該事案に係る者として議長が指定するものによつて、当該事案についての調査審議を行うことができる。

第八條 議長は、前二項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、第一項に規定する国務大臣以外の国務大臣を、二項を限つて、議員として、臨時に会議に参加させることができる。

第九條 前三項の場合において、議員が不在のときは、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合に限り、そのあらかじめ指名する副大臣(内閣官房副長官を含む。第八條第二項において同じ。)がその職務を代行することができる。

○	児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）（抄）（第一条関係）	1
○	地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）（第二条関係）	4
○	地方財政法（昭和二十三年法律第九号）（抄）（第三条関係）	8
○	電波法（昭和二十五年法律第三十一号）（抄）（第四条関係）	11
○	地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）（抄）（第五条関係）	12
○	公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）（抄）（第六条関係）	13
○	地方独立行政法人法（平成十五年法律第十八号）（抄）（第七条関係）	14
○	戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）（抄）（第八条関係）	15
○	介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）（抄）（第九条関係）	17
○	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）（抄）（第十条関係）	19
○	測量法（昭和二十四年法律第八十八号）（抄）（第十一条関係）	21
○	港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）（抄）（第十二条関係）	24
○	地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第二百二十四号）（抄）（第十二条関係）	25
○	地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）（抄）（第十二条関係）	26
○	広域臨海環境整備センター法（昭和五十六年法律第七十六号）（抄）（第十二条関係）	27
○	土地区画整理法（昭和二十九年法律第九十九号）（抄）（第十三条関係）	28
○	空家等対策の推進に関する特別措置法（平成二十六年法律第二百二十七号）（抄）（第十四条関係）	29
○	公職選挙法（昭和二十五年法律第九号）（抄）（附則第四条関係）	30
○	入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百二十六号）（抄）（附則第五条関係）	31
○	印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）（抄）（附則第六条関係）	32
○	社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）（抄）（附則第七条関係）	34
○	地方公共団体金融機構法（平成十九年法律第六十四号）（抄）（附則第八条関係）	39
○	所得税法等の一部を改正する法律（令和七年法律第十三号）（抄）（附則第九条関係）	41

改正後	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第五章（略）</p> <p>第六章 電子情報処理組織による戸籍事務の取扱いに関する特例等（第百十八条―<u>第二百一十一条</u>の四）</p> <p>第七章～第九章（略）</p> <p>附則</p> <p><u>第二百二十条</u>の三 <u>第一百九条</u>の規定により戸籍又は除かれた戸籍が磁気ディスクをもつて調製されているときは、第十条第一項の請求又は第十条の二第二項の請求（法務省令で定める事務を遂行するために必要がある場合における当該請求に限る。以下この条（第三項を除く。）において同じ。）は、<u>戸籍謄本等</u>又は<u>除籍謄本等</u>に代えて、<u>戸籍電子証明書</u>（第一百九条の規定により磁気ディスクをもつて調製された戸籍に記録された事項の全部又は一部を証明した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして法務省令で定めるものをいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）又は除籍電子証明書（<u>第一百九条</u>の規定により磁気ディスクをもつて調製された除かれた戸籍に記録された事項の全部又は一部を証明した電磁的記録をい</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第五章（略）</p> <p>第六章 電子情報処理組織による戸籍事務の取扱いに関する特例等（第百十八条―<u>第二百一十一条</u>の三）</p> <p>第七章～第九章（略）</p> <p>附則</p> <p><u>第二百二十条</u>の三 <u>前条</u>第一項の規定によりする第十条第一項の請求又は前条第一項の規定によりする第十条の二第二項の請求（法務省令で定める事務を遂行するために必要がある場合における当該請求に限る。以下この条（第三項を除く。）において同じ。）は、<u>戸籍電子証明書</u>（<u>第一百九条</u>の規定により磁気ディスクをもつて調製された戸籍に記録された事項の全部又は一部を証明した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして法務省令で定めるものをいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）又は除籍電子証明書（<u>第一百九条</u>の規定により磁気ディスクをもつて調製された除かれた戸籍に記録された事項の全部又は一部を証明した電磁的記録をいう。以下同じ。）<u>についても</u>することができ</p>

う。以下同じ。）についてすることができる。前条第一項各号に掲げる請求を、当該各号に定める者に対してするとき（本籍地の市町村長以外の指定市町村長に対してするときに限る。）も、同様とする。

②・③（略）

④ 第一項の規定によりする第十条第一項及び第十条の二第二項の請求については、これらの規定中「交付」とあるのは、「第二百二十条の三第三項の規定により同項に規定する行政機関等に提供すること」とし、第一項後段の規定によりする第十条第一項の請求については、同条第三項及び第十条の三第二項の規定は適用せず、同条第一項中「現に請求の任に当たっている者」とあり、及び「当該請求の任に当たっている者」とあるのは、「当該請求をする者」とする。

第二百一十一条の四 戸籍電子証明書提供用識別符号若しくは除籍電子証明書提供用識別符号の発行を受けた地方公共団体の機関（議会を除く。）又は当該機関の属する地方公共団体が、第二百二十条の三第三項に規定する戸籍電子証明書又は除籍電子証明書の提供を求めるときは、当該地方公共団体は、政令で定めるところにより、電子情報処理組織の使用料を負担しなければならない。

②・③（略）

④ 第一項の規定によりする第十条第一項及び第十条の二第二項の請求については、これらの規定中「交付」とあるのは、「第二百二十条の三第三項の規定により同項に規定する行政機関等に提供すること」とし、第一項の規定によりする第十条第一項の請求（本籍地の市町村長以外の指定市町村長に対してするものに限る。）については、同条第三項及び第十条の三第二項の規定は適用せず、同条第一項中「現に請求の任に当たっている者」とあり、及び「当該請求の任に当たっている者」とあるのは、「当該請求をする者」とする。

（新設）